

令和5年度第1回市川市男女共同参画推進審議会

次 第

日 時: 令和5年7月20日(木)

午前 10 時～

場 所: 男女共同参画センター

5 階研修室 AB

1. 総務部長挨拶

2. 議題

(1) 市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画の

年次報告について

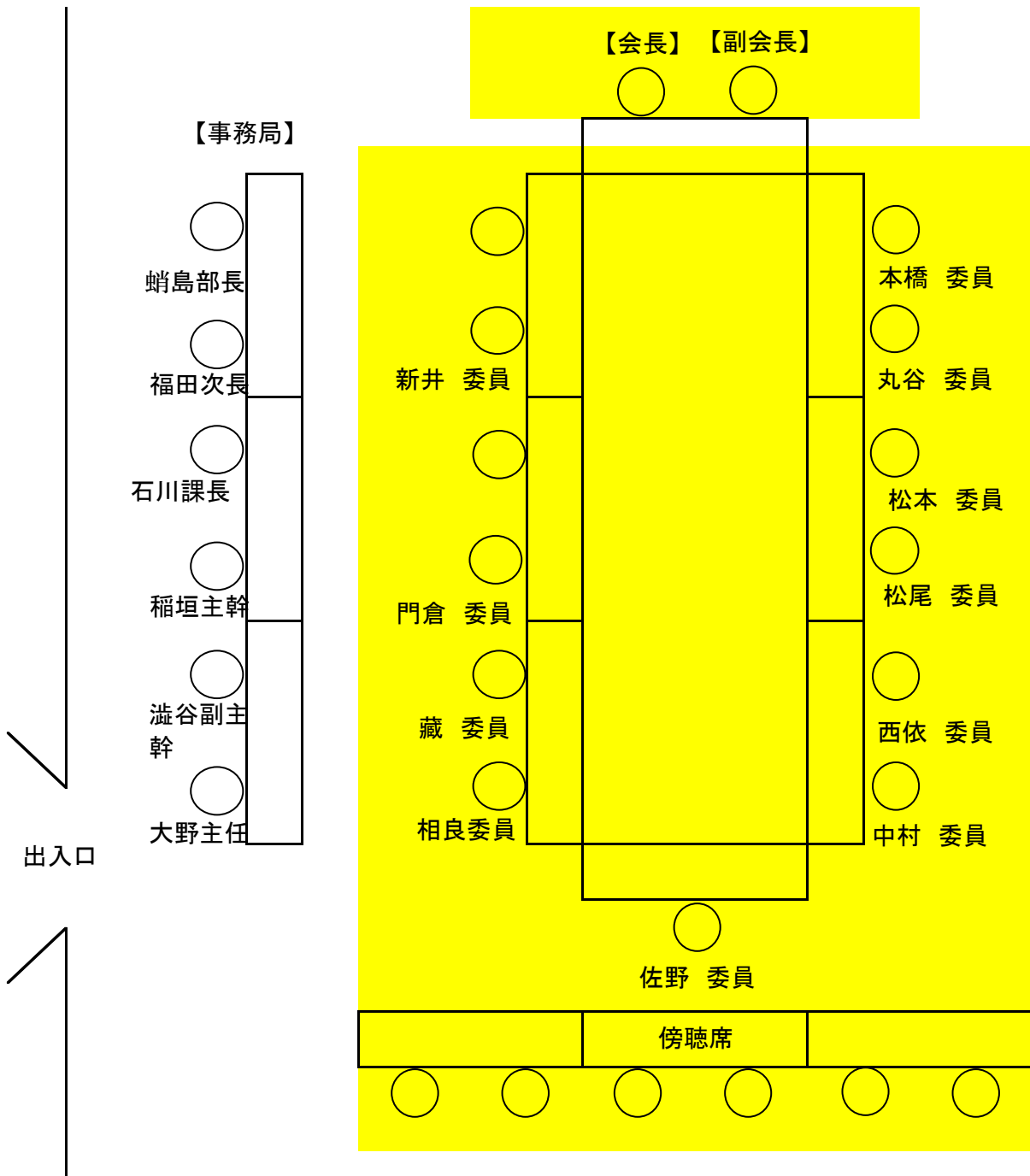
(2) 市川市男女共同参画基本計画第4次DV防止実施計画の

年次報告について

(3) その他

令和5年度 第1回市川市男女共同参画推進審議会 席次表

令和5年7月20日（木）午前10時～
男女共同参画センター 5階 研修室A B



様式第4号（第17条関係）

委員名簿

審議会等の名称：市川市男女共同参画推進審議会

氏名	所属・役職	選出区分
相高 佐織	市川公共職業安定所 統括職業指導官	労働分野
新井 香津美	市川市保健推進員	保健分野
大野 京子	一般社団法人市川市医師会 副会長	医療分野
大原 寧々	一般社団法人市川青年会議所 委員長	労働分野
門倉 恵三子	市川人権擁護委員協議会 副会長	人権分野
藏 理恵		市民
相良 順子	聖徳大学 教授	学識経験者
佐野 典行	昭和学院短期大学 事務長 教授	教育分野
中村 きよみ	市川商工会議所 総務課 参事	労働分野
西依 章郎	市川市国際交流協会 副会長	国際分野
新部 操	市川市立第四中学校 校長	教育分野
松尾 順子	市川市社会福祉協議会 常務理事	福祉分野
松本 祐果		市民
丸谷 充子	和洋女子大学 教授	学識経験者
本橋 瞳美	千葉県弁護士会京葉支部 弁護士	法律分野

令和 5年 6月 1日現在

【所管課】

総務部 多様性社会推進課

(内線：2293)

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第7次実施計画（令和2～4年度）

令和4年度 年次報告書



令和5年7月

多様性社会推進課

目 次

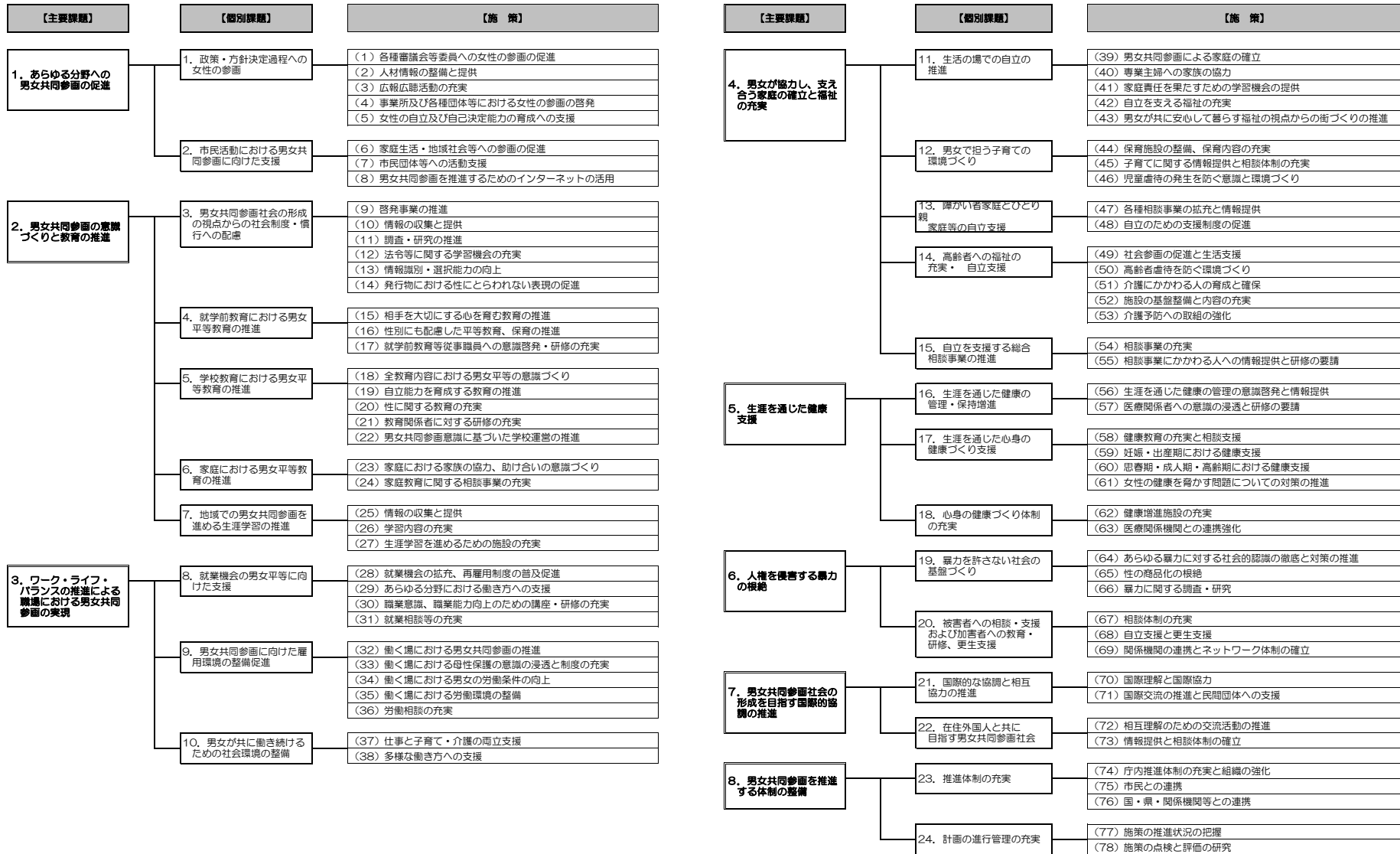
1. 年次報告に関する説明	2	
2. 体系図	3	
3. 事業別一覧	4	~ 7
4. 主要課題ごとのまとめ	8	
5. 事業ごとの実績報告書	9	~ 22

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市男女共同参画基本計画 第7次実施計画」に記載されている計画事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める令和4年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 主要課題ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、達成率を掲載しています。 ※達成率（%） = 結果 ÷ 目標値
- 9～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価をしています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

体系図



■事業別一覧

事業の表記について 【重点】本実施計画の重点事業です、【新規】本実施計画の新規事業です、※ 女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けている事業です

No.	事業名	事業概要
主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進		
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画		
1	【重点】 ※ 各種審議会等への女性委員の登用の促進	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員の積極的な登用を促進します。
2	【重点】 ※ 女性職員の管理職登用の促進	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを積極的に進めます。
3	※ 市川市女性人材登録台帳活用の促進	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。
4	※ 市職員への男女共同参画に関する研修の実施	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。
5	【新規】 政治分野における男女共同参画推進のための情報発信	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、情報発信による啓発に努めます。
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援		
6	男女共同参画センター使用団体の活動支援	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。
7	※ 市民・使用団体等への男女共同参画情報の発信	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を発信し、啓発に努めます。

No.	事業名	事業概要
主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進		
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮		
8	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。
9	市職員への男女共同参画に関する情報の発信	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。
10	【新規】 発行物における表現の配慮に関する情報の発信	市の発行物において、性別役割分担意識が改善されより多様で適切な表現に配慮されるよう、男女共同参画の視点を取り入れた表現に関する情報を発信します。
11	【重点】【新規】 LGBTに関する理解促進のための啓発	LGBTに対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTに関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進		
12	未就学児への男女共同参画啓発	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進		
13	人権教室の実施	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。
14	人権講演会の実施	人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進		
15	父親の家事参加を促進する講座の実施	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、日常における父親の家事参加を促進するための講座を実施します。
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進		
16	情報資料室における男女共同参画関連図書情報の提供	男女共同参画に関する図書・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。また、新着図書の情報を発信します。

No.	事業名	事業概要
主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現		
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援		
17	※ 就労支援に関する講座等の実施	より多くの市民が、個性と能力を活かし、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら社会参加を行えるよう、関係機関と連携を取り就労支援に関する講座やセミナー等を実施します。
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の整備促進		
18	【重点】 ※ 事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備		
19	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員個人個人のワーク・ライフ・バランスを推進するための情報を発信します。
主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実		
個別課題11 生活の場での自立の推進		
20	男性の家事参画の推進に向けた講座の実施	性別役割分担意識の解消と男性の家事参画を推進するため、男性向けの料理教室を、男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。
個別課題12 男女で担う子育ての環境づくり		
個別課題13 障がい者家庭とひとり親家庭等の自立支援		
個別課題14 高齢者への福祉の充実・自立支援		
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進		
21	女性のための相談	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。
22	女性弁護士による女性のための無料法律相談	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。
主要課題5 生涯を通じた健康支援		
個別課題16 生涯を通じた健康の管理・保持増進		
個別課題17 生涯を通じた心身の健康づくり支援		
個別課題18 心身の健康づくり体制の充実		

No.	事業名	事業概要
主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶		
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり		
23	市民等への人権啓発情報の発信	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、市広報等により人権啓発情報の発信を行います。
24	人権啓発イベントの実施	イベントを通じ人権に関する情報の広報・啓発を行います。
個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援		
25	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。
主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進		
個別課題21 国際的な協調と相互協力の推進		
個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会		
26	【重点】【新規】 外国人への相談対応	在住外国人女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。言葉の壁がある外国人相談者には通訳を依頼するなどの対応を行います。
主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備		
個別課題23 推進体制の充実		
27	男女共同参画に関する情報収集	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取り組みについては、事業に反映していきます。
個別課題24 計画の進行管理の充実		
28	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。

■主要課題ごとのまとめ

(主要課題ごとに設定した成果指標について)

※市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。

主要課題	成果指標	現状値	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率	結果(上段)/目標値(下段)	達成率
1 あらゆる分野への男女共同参画の促進	市の政策や社会のあらゆる分野において「男女共同参画が進んでいる」と思う人の割合	24.0% (令和元年10月現在) ※令和2年度より指標変更	23.0%	△4.2% (※対前年度上昇率)	22.0%	△4.3% (※対前年度上昇率)	24.0%	9.1% (※対前年度上昇率)
			↑		↑			
2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進	社会全体で「男女の地位は平等になっている」と思う人の割合	13.0% (平成31年2月現在)	13.0%	81.3%	11.8%	69.4%	12.0%	54.5%
			16%		18%		22%	
3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合	69.8% (平成31年2月現在)	72.6%	96.8%	74.1%	92.6%	77.0%	90.5%
			75%		80%		85%	
4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実	「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」という考えに反対する人の割合	44.7% (平成31年2月現在)	50.5%	103.1%	52.6%	101.1%	55.0%	100.0%
			49%		52%		55%	
5 生涯を通じた健康支援	自分の健康のために何かしている人の割合	65.5% (平成31年2月現在)	70.0%	100%	68.5%	95.1%	70.0%	94.6%
			70%		72%		74%	
6 人権を侵害する暴力の根絶	DVは人権侵害であると認識する人の割合	94.4% (平成31年2月現在)	95.7%	95.7%	96.7%	96.7%	96.0%	96.0%
			100%		100%		100%	
7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進	市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合	61.4% (平成31年2月現在)	53.7%	86.6%	53.1%	83.0%	50.0%	75.8%
			62%		64%		66%	
8 男女共同参画を推進する体制の整備	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	81.4% (平成31年2月現在)	87.8%	102.1%	86.9%	98.8%	90.0%	100.0%
			86%		88%		90%	

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】 ※ 各種審議会等への女性委員の登用の促進			
	No.	1		
事業概要	所管課 多様性社会推進課			
事業概要	審議会等において男女がともに参画できるよう、「市川市審議会等委員への女性登用促進要綱」に基づき、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し、「女性登用を促進するための改善計画書」の提出を求め、女性委員の積極的な登用を促進します。			
指標	各種審議会等の女性委員割合			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	不十分である	不十分である	不十分である
目標値	—	32%	34%	36%
実績	28.7%	29.8%	29.6%	30.8%
取組状況	令和4年4月1日現在の調査結果（女性委員の割合30.8%）に基づき、目標数値に達していない審議会等について、改善計画書の提出を求めた。 令和4年4月1日現在の調査では、委嘱している審議会等51のうち、女性委員のいない審議会等は3であった。			
男女共同参画の視点から見た効果	政策・方針決定過程に男女が共に参画することにより、多様な視点や価値観を反映した行政運営を進めることができる。			
今後の課題等	各種審議会等の女性委員割合については目標値に達しない状況が続いており、審議会等への女性の参画の実現に向けて、市川市女性人材登録台帳の整備を進め、庁内担当部署に女性委員登用の意義について周知を図るほか、各審議会等の担当部署に直接要請していく必要がある。			

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【重点】 ※ 女性職員の管理職登用の促進			
	No.	2		
事業概要	所管課 多様性社会推進課			
事業概要	市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ない現状を踏まえ、政策・方針決定過程に男女がともに参画することにより市役所内を活性化させ、多様な発想を取り入れバランスの取れた効果的で高品質な行政サービスを提供できるよう、研修を通じて女性職員のキャリア支援を行うとともに、管理職を目指しやすい環境づくりを積極的に進めます。			
指標	市職員の女性管理職割合			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	不十分だった	不十分だった	不十分だった
目標値	—	22%	24%	26%
実績	20.8%	21.3%	22.3%	23.1%
取組状況	女性職員の上位職昇任への意識啓発として、女性職員のうち、副主幹職を対象に「女性職員研修」を実施。 主幹職選考試験では、女性受験者が15名、女性受験割合は5.0%、課長職選考試験においては、女性受験者は11名、受験割合は22.4%であった。 女性管理職割合は23.1%となり、昨年度（22.3%）から上昇した。			
男女共同参画の視点から見た効果	管理職の女性割合が増えることで、多様な視点加わり新たな発想が生まれる。			
今後の課題等	庁内全体で働きやすい職場環境を整備すると同時に、女性管理職登用促進に向けて、職員がキャリアを意識しながら業務に取り組むことができるよう、女性職員研修を行い、女性職員の昇任試験受験率を上げる。			

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市川市女性人材登録台帳活用の促進			No.	3
	所管課			多様性社会推進課	
事業概要	市役所内のあらゆる分野に男女双方の意見を反映させることを目的とし、市民等へ市川市女性人材登録台帳を周知し、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録を呼びかけ、審議会等への女性登用促進のため、また、講座や講演会等の講師などとして活用を図ります。				
指標	女性人材登録台帳の閲覧回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標値	—	↗	↗	↗	
実績	0回	0回	0回	0回	
取組状況	男女共同参画センターで開催された講座やセミナーの講師、関連団体の関係者に女性人材登録台帳への登録を依頼し、新規登録者の増加に努めた。男女共同参画センター自体の利用制限等もあり、閲覧者はいない状況であった。				
男女共同参画の視点から見た効果	様々な分野において知識や能力のある女性の公平な活躍の場を設けることにより、政策・方針決定の過程に多様な視点が盛り込まれる。				
今後の課題等	登録情報を最新のものに更新して、利用しやすい台帳となるよう整備する必要がある。また、関係各位の協力を得て、登録者をさらに増やすとともに、庁内各課に女性人材登録台帳の活用を働きかける。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	※ 市職員への男女共同参画に関する 研修の実施			No.	4
	所管課			多様性社会推進課	
事業概要	市職員が男女共同参画の意識を持ち、個性と能力を活かして市役所内を活性化させることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。				
指標	市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	2回	2回	2回	2回	
取組状況	<p>総労働時間の短縮を一層推進し、仕事と生活の調和の実現を図るため、「労働時間革命自治体宣言」を行っており、実効性を図るため、市職員も受講対象としたワーク・ライフ・バランス講座等をオンラインにて実施した。</p> <p>(1)「誰もがイキイキと活躍できる職場づくり～ワークライフバランスの実現に向けて～」 令和4年12月10日(土)、参加人数9人</p> <p>(2)「一家族、上司・部下との良い関係をつくるー 言いたいことが上手に言えるコミュニケーション講座」 令和5年2月26日(日)、参加人数9人</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	職員に対する男女共同参画に関する研修を行うことで、様々な場面で男女共同参画の視点をもった行政運営が図られる。				
今後の課題等	全ての市職員が男女共同参画に関する研修を受ける機会が得られるようにするため、研修時期や研修方法等を工夫する必要がある。特に男性職員への研修機会の確保を検討する。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

事業名	【新規】 政治分野における男女共同参画推進 のための情報発信			No.	5
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、情報発信による啓発に努めます。				
指標	市民への政治分野における男女共同参画に関する情報発信の回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	市民向け男女共同参画情報紙で政治分野における男女共同参画について情報発信を行った。				
男女共同参画の視点から 見た効果	政治分野において男女が共に参画することにより、多様な視点や価値観を反映することができる。				
今後の課題等	広く市民に啓発できるよう、男女共同参画情報紙以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	男女共同参画センター使用団体の 活動支援			No.	6
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画センターは男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを使用団体及び市民へ周知し、継続して利用してもらうことにより、地域での男女共同参画を推進します。				
指標	男女共同参画センターの利用団体数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	不十分だった	不十分だった	
目標値	—	439団体以上	439団体以上	439団体以上	
実績	439団体	362団体	350団体	335団体	
取組状況	センターの利用団体数は、延べ4,701団体（述べ利用者数43,651人）。				
男女共同参画の視点から 見た効果	市民に男女共同参画社会づくりの意識啓発を行い、活動場所を提供する。				
今後の課題等	令和4年度までは、利用人数の制限を行っていた。現在は制限が解除されているが、利用率の低い時間帯や利用率の低い部屋の利用を引き続き促進する。				

主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進
個別課題2 市民活動における男女共同参画に向けた支援

事業名	※ 市民・使用団体等への 男女共同参画情報の発信			No.	7
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	市民及び使用団体等が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、広報紙や市公式Webサイト等により男女共同参画に関する情報を発信し、啓発に努めます。				
指標	市民・使用団体等への情報発信の回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	4回	4回	4回	
実績	4回	4回	4回	4回	
取組状況	市民向け男女共同参画情報紙を4回発行したほか、「男女共同参画週間」「DV防止強化月間」「人権週間」に合わせ広報紙や市公式Webサイトで情報発信したり、男女共同参画センターで開催される講座やイベントについての情報発信を行った。				
男女共同参画の視点から見た効果	多くのツールを活用して男女共同参画に関する情報発信を行うことで、男女共同参画に関する理解が進められる。				
今後の課題等	SNSやデジタルサイネージ等、広報紙や市公式Webサイト以外の媒体を利用した情報発信手段を活用していく。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	男女共同参画の推進のための 講演会・講座の実施			No.	8
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	市民等が男女共同参画を理解し地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会・講座等を、男女共同参画センター使用団体との協働等により実施します。				
指標	男女共同参画の推進のための講演会・講座の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	20回以上	20回以上	20回以上	
実績	21回	15回	25回	29回	
取組状況	男女共同参画の推進のための講座を実施した。また、男女共同参画センターの使用団体と協働し、共催講座や講演会を実施した。 13講座（主催:11講座、共催:2講座、参加:366人）				
男女共同参画の視点から見た効果	様々な講演会・講座を開催することで、男女共同参画に関心がない人にも男女共同参画センターの取り組みを広く周知できる。				
今後の課題等	令和4年度は参加申込者の当日キャンセルが多かったため、集客増加に向けて工夫するとともにキャンセル防止について対策を考え、男女共同参画センター利用団体や庁内関係部署と連携し、講演会等を開催していく。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	市職員への男女共同参画に関する情報の発信		No.	9
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、市役所内から男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信します。			
指標	市職員への男女共同参画情報の発信回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	4回	4回	4回
実績	5回	4回	4回	4回
取組状況	市職員向け多様性社会推進レターにおいて男女共同参画等に関する情報を全4回配信した。(記事内容：男女共同参画週間、性別役割分担意識について、DV根絶強化月間、女性の政治参画について、LGBTQ+)			
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共同参画に関する情報を得て、理解することで、行政運営に男女共同参画の視点を取り入れることができる。			
今後の課題等	男女共同参画に関する時事的な情報について市職員への発信を継続していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	【新規】 発行物における表現の配慮に関する情報の発信		No.	10
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	市の発行物において、性別役割分担意識が改善されより多様で適切な表現に配慮されるよう、男女共同参画の視点を取り入れた表現に関する情報を発信します。			
指標	市職員への発行物における表現の配慮に関する情報の発信回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	0回	1回	1回	1回
取組状況	市職員向け多様性社会推進レターにおいて、性別役割分担意識について情報発信を行った。性別役割分担意識が改善され、より多様で適切な表現に配慮させるよう促した。			
男女共同参画の視点から見た効果	性別役割分担意識が改善されることによって、より男女共同参画への理解が進められる。			
今後の課題等	市職員向け多様性社会推進レター以外の媒体を利用した情報発信手段を取り入れていく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題3 男女共同参画社会の形成の視点からの社会制度・慣行への配慮

事業名	【重点】【新規】 LGBTに関する理解促進のための啓発			No.	11
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	LGBTに対する理解不足や偏見をなくし、すべての人が個人として尊重され、誰もが暮らしやすいまちとなるよう、LGBTに関する正しい情報の提供や理解促進のための啓発を行います。				
指標	LGBTへの理解の促進に関する啓発活動の回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	2回以上	2回以上	2回以上	
実績	2回	5回	5回	8回	
取組状況	<p>【ウィズレターの配布】 ウィズレター内に「学ぼう！セクシュアルマイノリティ」というコーナーを設け、各号にて情報を発信（4回）</p> <p>【講座の実施】 LGBTQ+に関する講座を実施。（4講座）</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	LGBTQ+への理解促進のための啓発をしていくことで、人権意識の醸成を図る。				
今後の課題等	より多くの人に情報が発信されるような形態を検討していく。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題4 就学前教育における男女平等教育の推進

事業名	未就学児への男女共同参画啓発			No.	12
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	保育園や幼稚園の園児に、人権擁護委員と協働し、男女共同参画と人権意識の高揚の啓発を行います。				
指標	保育園や幼稚園の園児への男女共同参画啓発活動の回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	0回	1回	1回	
取組状況	人権擁護委員が市立幼稚園1園（百合台幼稚園）へ訪問し、紙芝居を用いて人権教室を実施した。				
男女共同参画の視点から見た効果	未就学の早い段階からいじめなどの人権問題に触れることで、より効果的に人権意識の高揚につながる。				
今後の課題等	年度に実施できる園に限りがあり、また、園数も多いこと等により、在園児全員への啓発が困難である。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権教室の実施			No.	13
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	児童が他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるよう、人権擁護委員が小学生を対象に発達段階に応じて男女共同参画と人権の尊さ等について考える人権教室を実施します。				
指標	人権教室の実施校数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	39校	39校	39校	
実績	39校	0校	39校	39校	
取組状況	人権擁護委員が市内全市立小学校39校を訪ね人権教室を実施した。				
男女共同参画の視点から 見た効果	相手の立場を考えられることの大切さに気づくことができるよう、人権擁護委員が親身に指導することで、児童の人権意識の高揚につながる。				
今後の課題等	児童が在学中に人権教室を1度は受講できるよう、学校と連携しながら実施に努める。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題5 学校教育における男女平等教育の推進

事業名	人権講演会の実施			No.	14
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	人権の尊さについて理解してもらえるよう、人権擁護委員が中学生を対象に人権講演会を実施します。				
指標	人権講演会の実施校数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	5校	5校	5校	
実績	3校	0校	5校	5校	
取組状況	人権擁護委員のうち弁護士委員が中学校5校へ訪問し、全校生徒に対し人権講演会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、講演会を録画し、動画を対象校に送付する形での実施となった。また、実施対象校以外の中学校でも動画の視聴ができるよう環境を整えた。				
男女共同参画の視点から 見た効果	人権擁護委員による人権をテーマとした講演会を行うことで、人権の尊さについて学ぶ機会となる。				
今後の課題等	感染症対策を取りながら、対面実施ができるよう検討していく。				

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題6 家庭における男女平等教育の推進

事業名	父親の家事参加を促進する講座の実施		No.	15
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、日常における父親の家事参加を促進するための講座を実施します。			
指標	父親の家事参加を促進する講座の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	1回
取組状況	父子向け講座「親子DEクッキング」と題して料理教室をオンライン（Zoom）にて開催。カップケーキやサブライズサンドイッチを作った。			
男女共同参画の視点から見た効果	父子での料理作りをとおして、父親の家事・育児参加のきっかけとなる機会を提供することで、家庭生活で協力し支えあう意識の醸成が図られる。			
今後の課題等	より多くの親子が協同作業をしながら楽しめる講座など、内容を工夫していく。			

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進
個別課題7 地域での男女共同参画を進める生涯学習の推進

事業名	情報資料室における 男女共同参画関連図書情報の提供		No.	16
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えます。また、新着図書の情報を発信します。			
指標	男女共同参画関連図書情報の提供回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	12回	12回	12回
実績報告値	12回	12回	12回	12回
取組状況	令和5年3月末時点での蔵書数は15,155冊。男女共同参画関係の情報誌、国・県・他市町村の情報を提供している。その他、男女共同参画センターで実施する講座や講演会のテーマに合った図書の紹介コーナーをつくり、様々な分野の男女共同参画についての啓発を行ったほか、市公式WEBサイトにおいて、新着図書の情報を毎月更新し、利用の促進を図った。			
男女共同参画の視点から見た効果	情報資料室にて市内の図書館の本の貸出しを行いつつ、利用時に男女共同参画に関する図書をPRし、男女共同参画について啓発することができる。			
今後の課題等	より多くの方に男女共同参画に関する情報を提供していくため、男女共同参画関連図書の蔵書、資料を収集し、情報提供していく。			

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題8 就業機会の男女平等に向けた支援

事業名	※ 就労支援に関する講座等の実施			No.	17
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	より多くの市民が個性と能力を活かし、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取りながら社会参加を行えるよう、関係機関と連携を取り就労支援に関する講座やセミナー等を実施します。				
指標	就労支援関連講座等の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった	
目標値	—	3回	3回	3回	
実績	3回	2回	2回	2回	
取組状況	<p>(1)「ステップアップセミナー 仕事に役立つエクセル活用&便利技」 ①令和4年6月24日(金)、参加人数20人 ②令和4年7月8日(金)、参加人数22人 ③令和4年7月22日(金)、参加人数20人 (2)「ステップアップセミナー ～ホームページを作成しよう～」 ①令和5年2月3日(金)、参加人数21人 ②令和5年2月10日(金)、参加人数20人</p> <p>仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に就労支援セミナー(連続講座)をオンラインにて2回実施した。女性が自信をもって社会参加できるよう支援するとともに、就労について積極的に考えられる機会を提供した。</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	仕事と家庭生活、育児、介護等との両立が図られる。				
今後の課題等	参加者にとって有益な講座となるよう、内容を工夫して開催する。				

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題9 男女共同参画に向けた雇用環境の調整促進

事業名	【重点】※ 事業所等へのワーク・ライフ・バランス 推進啓発			No.	18
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	関係機関等と連携し、各事業所等へ、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する講座、イベントの周知、また、情報提供等を行います。周知については、市公式Webサイト等を積極的に活用します。				
指標	事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発活動の回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	1回	2回	2回	2回	
取組状況	<p>(1)「誰もがイキイキと活躍できる職場づくり～ワークライフバランスの実現に向けて～」 令和4年12月10日(土)、参加人数9人 (2)「一家族、上司・部下との良い関係をつくるー 言いたいことが上手に言えるコミュニケーション講座」 令和5年2月26日(日)、参加人数9人</p> <p>2講座を市民、企業、市職員を対象に、いずれもオンラインにて実施した。</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共に個性と能力が発揮できる社会づくりにつながる。				
今後の課題等	さらに啓発を推進するため、庁内外の関係部署や関係団体と連携し、事業を進める。				

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現
個別課題10 男女が共に働き続けるための社会環境の整備

事業名	※ 市職員へのワーク・ライフ・バランス 推進に関する情報発信			No.	19
				所管課	多様性社会推進課 職員課
事業概要	市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることで、より、質の高い行政サービスを提供できるよう、市職員個々人のワーク・ライフ・バランスを推進するための情報を発信します。				
指標	市職員の育児休業、介護休暇取得等に関する情報発信回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	0回	11回	11回	11回	
取組状況	<p>職員みんなで支え合い計画（第四次市川市役所次世代育成支援行動計画）に基づく情報発信が、行われている。</p> <p>○令和4年度職員みんなで支え合い計画数値目標達成状況 【目標1】配偶者分娩休暇又は男性の育児参加休暇の取得対象となるすべての男性職員がこれらの休暇のいずれか3日以上取得する →89.55% 【目標2】対象となる男性職員の育児休業取得率が15%以上になるようにする →40.30% 【目標3】超過勤務時間数が年360時間を超える職員をなくすように努める →285名が360時間超過 【目標4】80%の職員が年次休暇10日以上取得するよう努める →64.30%</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	市職員が男女共に安心して就労を続けられることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られる。				
今後の課題等	長時間労働を是正し、休暇が取得しやすい職場環境となるよう「働き方改革」を推進する。				

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題11 生活の場での自立の推進

事業名	男性の家事参画の推進に向けた 講座の実施			No.	20
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	性別役割分担意識の解消と男性の家事参画を推進するため、男性向けの料理教室を、男女共同参画センター使用団体等と連携し実施します。				
指標	男性の家事参画の推進に向けた講座の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	<p>(1)男性料理教室「食材の切り方で豚汁は変わる」 視聴期間：令和5年2月1日（水）～令和5年3月1日（水） 参加人数21名</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、動画を撮影し、Youtubeで限定公開する形で実施した。</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	生活の場での自立に向けた技術を習得することで、家庭内の性別役割分担意識の解消が図られる。				
今後の課題等	地域とのかかわりの少ない男性が、周囲の人たちと協力しあえる関係性を構築するためのきっかけ作りとなる講座を検討していく。 講座の集客について検討していく。				

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性のための相談			No.	21
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。				
報告	相談件数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	1,905件	2,172件	2,498件	2,766件	
取組状況	<p>女性相談員がDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談やその他一般の相談に応じた。相談者が抱える問題を整理し、その他の支援が必要な場合は、適切な支援機関につないだ。〔相談内容内訳：DV相談 1,390件、その他一般相談 1,376件〕</p> <p>【相談時間】平日9時～16時、土9時～12時30分 (男女共同参画センター休館日を除く)</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。				
今後の課題等	相談者の状況に応じて幅広く情報提供できるよう、さまざまな支援機関の情報を収集する。また、DVに関する相談に適切に対応するため、女性相談員・相談担当職員が国や千葉県等が実施する研修に参加してスキルアップを図る。				

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実
個別課題15 自立を支援する総合相談事業の推進

事業名	女性弁護士による女性のための 無料法律相談			No.	22
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施します。また、法律相談の利用促進のための啓発を行います。				
報告	相談件数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	96件	110件	101件	105件	
取組状況	<p>女性弁護士が法的な問題に関する相談に応じた。</p> <p>【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） (男女共同参画センター休館日を除く)</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	相談事業を充実させることで、女性の自立に寄与することができる。				
今後の課題等	相談枠に空きがある状況のため、市の広報紙等で相談窓口を周知して利用者の増加を図る。				

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	市民等への人権啓発情報の発信			No.	23
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	人権擁護委員の日（6月1日）や人権週間（12月4日～10日）を中心に、市広報等により人権啓発情報の発信を行います。				
指標	人権啓発情報の発信回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標値	—	2回	2回	2回	
実績	2回	2回	2回	2回	
取組状況	<p>人権週間や時勢に合わせ啓発活動を実施。</p> <p>【人権擁護委員の日】 環境フェアにおいて来場者へ啓発物品の配布を行った。</p> <p>【人権週間】 ヒューマンフェスタいちかわ2022を実施。その他、広報いちかわによる発信、第2庁舎前懸垂幕掲示を行った。</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。				
今後の課題等	人権擁護委員及びその活動があまり知られていないため、啓発方法を検討していく。				

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶
個別課題19 暴力を許さない社会の基盤づくり

事業名	人権啓発イベントの実施			No.	24
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	イベントを通じ人権に関する情報の広報・啓発を行います。				
指標	人権啓発イベントの実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	不十分だった	やや不十分だった	
目標値	—	2回	2回	2回	
実績	1回	0回	0回	1回	
取組状況	<p>・ヒューマンフェスタいちかわ2022を実施した。 日時：令和4年12月4日午後1時30分～午後4時00分 会場：市川市文化会館小ホール 【プログラム】 ①ウクライナから避難されてきた方の講話 ②UNESCO平和芸術家 二村英仁氏 コンサート ③中学生人権作文コンテスト優秀作品朗読 ④講演「これからの多文化共生」 講師：パッキンマックン 入場者数 139人</p>				
男女共同参画の視点から見た効果	男女共同参画社会の実現には人権の尊重が不可欠であり、本事業により人権意識の高揚が図られる。				
今後の課題等	多くの市民に参加していただけるよう集客方法を工夫する。また、講演のテーマについて、多くの市民が関心の持てるものになるよう検討する。				

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶

個別課題20 被害者への相談・支援および加害者への教育・研修、更生支援

事業名	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催			
	No.	25		
	所管課	多様性社会推進課 ほか4課		
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化します。			
指標	家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の開催回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上
実績	2回	1回	1回	1回
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。(関係機関、関係部署の職員が参加し、情報共有が図られた。)			
男女共同参画の視点から見た効果	被害者支援を行うことで、被害者の人権が守られ、男女共同参画社会の実現に寄与することができる。			
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。			

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進

個別課題22 在住外国人と共に目指す男女共同参画社会

事業名	【重点】【新規】 外国人への相談対応			
	No.	26		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	在住外国人女性を対象に、相談者自身が悩みの本質に気づき、解決方法を見つけることができるよう、関係部署や関係機関と連携を図りながら、問題解決に向けた相談を女性相談員が行います。言葉の壁がある外国人相談者には通訳を依頼するなどの対応を行います。			
報告	外国人女性の相談件数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	1件	5件	1件	0件
取組状況	令和4年度は、外国籍の相談者の対応はあったが、通訳を必要とする外国人相談者の対応は無かった。			
男女共同参画の視点から見た効果	外国人への相談事業も充実させることで、多くの女性の自立に寄与することができる。			
今後の課題等	離婚や家族の在り方等、言語だけではなく、相談者の母国の文化を理解していないと分かり合えない部分がある。相談者の状況に応じて幅広く情報提供できるよう、情報を収集し、様々なDV案件に適切に対応できるよう、女性相談員・相談担当職員のスキルアップを図る。			

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題2.3 推進体制の充実

事業名	男女共同参画に関する情報収集			No.	27
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画の推進に関する、国・県・近隣市の取り組み等の情報を収集します。また、先進的な取り組みについては、事業に反映していきます。				
指標	国・県等が実施する会議や研修等に参加し、男女共同参画に関する情報収集を行った回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	概ね達成できた	
目標値	—	20回以上	20回以上	20回以上	
実績報告値	25回	10回 (延べ29名参加)	21回 (延べ51名参加)	20回 (延べ40名参加)	
取組状況	千葉県内の男女共同参画センターに関する連絡会議や男女共同参画行政に関する会議に出席し、他市と男女共同参画に関する情報交換を行った。その他、千葉・葛南地域で活動する千葉県男女共同参画地域推進員の事業や事業の報告会にも参加し、近隣市との情報交換を行った。令和4年度も新任相談員及び事務職員への加入があったため、新任相談員向けの研修に参加した。				
男女共同参画の視点から見た効果	地域における男女共同参画の推進につながる。				
今後の課題等	参考になる県や近隣市の取り組みは、積極的に取り入れ、男女共同参画センターの運営や啓発活動等に活かしていく。他センター等での事業や研修なども研究し、本市の事業への取り入れを検討していきたい。				

主要課題8 男女共同参画を推進する体制の整備
個別課題2.4 計画の進行管理の充実

事業名	男女共同参画に関する市民意識調査の実施			No.	28
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	男女共同参画社会の実現を推進するために、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握できる市民意識調査（e-モニターアンケート）を実施します。				
指標	市民意識調査（e-モニターアンケート）の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第7次実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	男女共同参画に関する市民の意識や認識度を把握するため、e-モニター制度によるアンケートを実施した。「夫は外で働き、妻は家を守るほうがよい」に反対の割合は55%であり目標値(55%)に達する結果となった。				
男女共同参画の視点から見た効果	アンケートにより市民意識の変化を見ることは、今後の男女共同参画関連事業推進の目安となる。				
今後の課題等	男女が互いの人権を尊重して責任をわち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の推進状況を把握していくため市民意識調査を継続していく。				

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市男女共同参画基本計画
第4次DV防止実施計画（令和2～4年度）

令和4年度 年次報告書



目 次

1. 年次報告に関する説明	2	
2. 体系図	3	
3. 事業別一覧	4	～ 7
4. 基本目標ごとのまとめ	8	
5. 事業ごとの実績報告書	9	～ 22

∞年次報告に関する説明∞

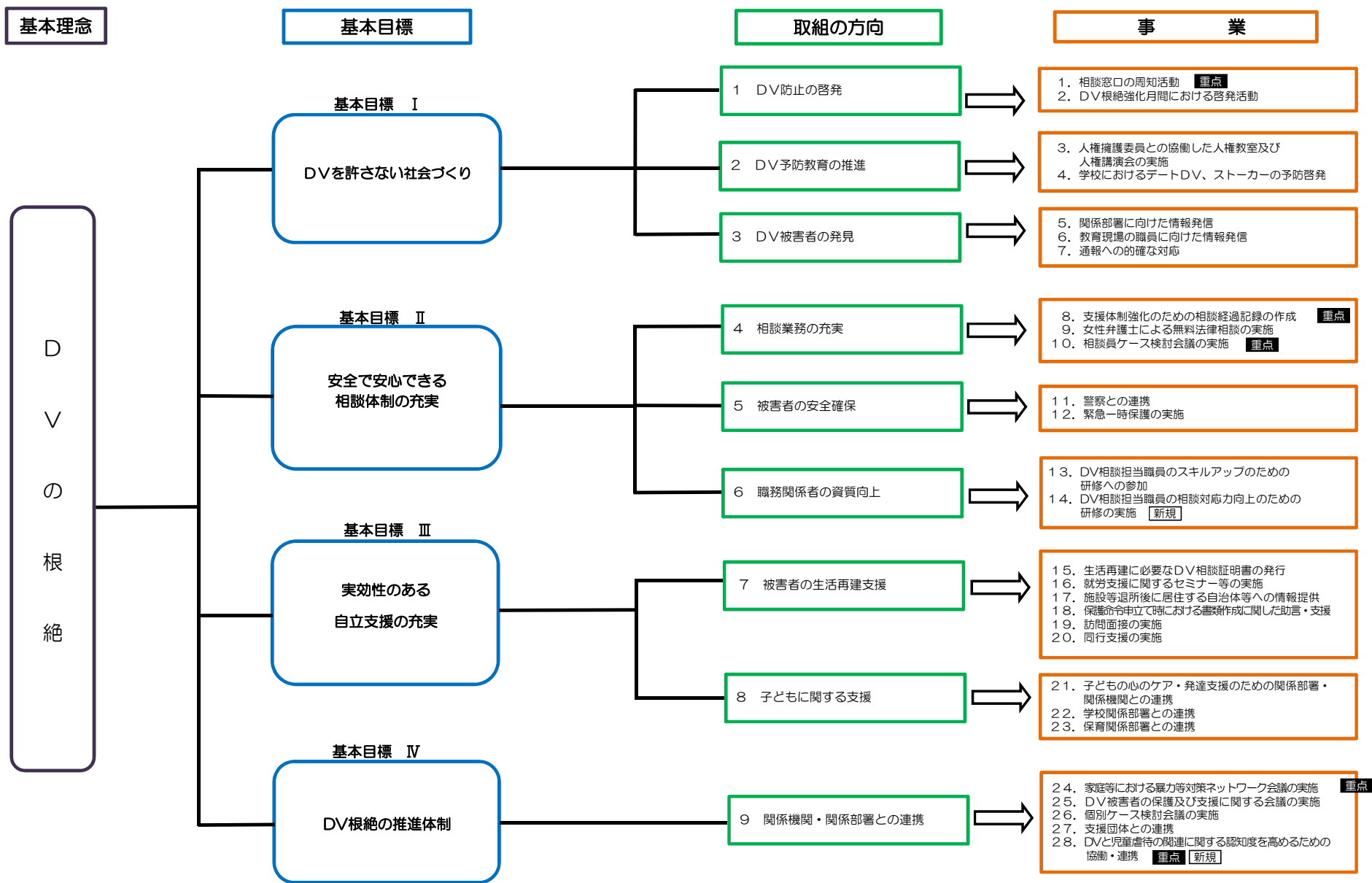
本報告は、市川市男女共同参画基本計画に基づく「第7次実施計画」の一部である「第4次DV防止実施計画」に記載されている進行管理事業について、市川市男女共同参画社会基本条例第9条第1項に定める令和4年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

- 事業別一覧（4～7頁）は、各事業ごとの事業概要をまとめたものです。
- 基本目標ごとのまとめ（8頁）は、成果指標に係るe-モニターアンケートの結果、及び、対前年度上昇率を掲載しています。

$$\text{※上昇率（％）} = \frac{\text{今年度数値} - \text{前年度数値}}{\text{前年度数値}} \times 100$$

- 9～22頁は、各事業ごとの実績報告書です。
- 所管課自己評価について
進行管理事業について、目標数値とその実績から4段階で評価しています。
 - : 十分達成できた
 - : 概ね達成できた
 - : やや不十分だった
 - : 不十分だった

第4次DV防止実施計画の体系図



■事業別一覧

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり		
取組の方向1 DV防止の啓発		
1	[重点] 相談窓口の周知活動	相談窓口の周知のため、案内チラシ・カードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、4ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語）に対応した案内チラシカードを配布します。
2	DV根絶強化月間における啓発活動	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎月11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。
取組の方向2 DV予防教室の推進		
3	人権擁護委員と協働した人権教室及び人権講演会の実施	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年3校行います。
4	学校におけるデートDV、ストーカークの予防啓発	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカークの予防啓発に取り組みます。
取組の方向3 DV被害者の発見		
5	関係部署に向けた情報発信	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
6	教育現場の職員に向けた情報発信	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。
7	通報への的確な対応	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実		
取組の方向4 相談業務の充実		
8	[重点] 支援体制強化のための相談経過記録の作成	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。
9	女性弁護士による無料法律相談の実施	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。
10	[重点] 相談員ケース検討会議の実施	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。
取組の方向5 被害者の安全確保		
11	警察との連携	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。
12	緊急一時保護の実施	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。
取組の方向6 職務関係者の資質向上		
13	DV相談担当職員のスキルアップのための研修への参加	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。
14	【新規】 DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実		
取組の方向7 被害者の生活再建支援		
15	生活再建に必要なDV相談証明書の発行	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。
16	就労支援に関するセミナー等の実施	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供も行います。
17	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。
18	保護命令申立てにおける書類作成に関する助言・支援	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。
19	訪問面接の実施	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。
20	同行支援の実施	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。
取組の方向8 子どもに関する支援		
21	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。
22	学校関係部署との連携	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。
23	保育関係部署との連携	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。

No.	事業名	事業概要
基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制		
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携		
24	[重点] 家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。
25	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。
26	個別ケース検討会議の実施	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。
27	支援団体との連携	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。
28	[重点]【新規】 DVと児童虐待の関連に関する認知度を高めるための協働・連携	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取り組みを行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。

■基本目標ごとのまとめ

(基本目標ごとに設定した成果指標について)

※市川市e-モニター制度によるアンケート結果を成果指標としています。第4次DV防止実施計画より成果指標を変更しました。

基本目標	成果指標	現状値	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
			結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率	結果(上段)/目標値(下段)	対前年度上昇率
Ⅰ DVを許さない社会づくり	DVを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合	63% (令和元年度)	50.8%	△19.4%	54.9%	8.0%	60.0%	9.3%
			↑		↑		↑	
Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実	市のDVに関する相談窓口が充実していると思う人の割合	14% (令和元年度)	11.3%	△19.3%	11.2%	△0.9%	11.0%	△1.8%
			↑		↑		↑	
Ⅲ 実効性のある自立支援の充実	市のDVに関する支援が充実していると思う人の割合	13% (令和元年度)	10.2%	△21.5%	10.7%	4.9%	11.0%	2.8%
			↑		↑		↑	
Ⅳ DV根絶の推進体制	DV根絶推進のための関係機関・関係部署相互の緊密な連携が図られていると思う人の割合	13% (令和元年度)	10.0%	△23.1%	9.3%	△7.0%	11.0%	18.3%
			↑		↑		↑	

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	[重点] 相談窓口の周知活動			
	No.	1		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	相談窓口の周知のため、案内チラシやカードを関係部署の窓口に配布します。また、外国人への周知として、4ヶ国語（英語・中国語・スペイン語・ベトナム語）に対応した案内チラシカードを配布します。			
指標	配布箇所数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	68箇所	70箇所	72箇所
実績	66箇所	76箇所	76箇所	78箇所
取組状況	<p>カード配布と市公式Webサイトにより相談窓口を案内した。カードについては、平成30年度より、日本語と英語を併記したもの、市公式Webサイトの相談窓口案内ページの2次元コードが付いたものに変更した。また、外国人の国籍別市内在住人口や市役所の外国人相談窓口利用者数と窓口での対応言語を調べ、外国語カードを中国語・スペイン語・ベトナム語・韓国語に変更した。</p> <p>【配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口となる庁内各課・施設 37箇所 ・市内公民館 15館 ・第1庁舎、第2庁舎（女性トイレ及び受付）19箇所 ・男女共同参画センター（女性トイレ） 4箇所 ・公民館に併設されていないこども館 3箇所 			
今後の課題等	庁内関係部署・施設のほか、医療機関や商業施設等への配布を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向1 DV防止の啓発

事業名	DV根絶強化月間における啓発活動			
	No.	2		
	所管課	多様性社会推進課		
事業概要	本市は、内閣府が主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」に併せた取り組みとして、毎年11月をDV根絶強化月間と位置づけ、子育て世代やDVについての認識が薄いシニア世代など、様々な世代に向けてDV防止の啓発を行います。			
指標	啓発活動回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	5回	5回	5回
実績	5回	7回	6回	8回
取組状況	<p>①市公式Webサイト「DV根絶強化月間」ページにて啓発 ②11月デジタルサイネージにて「DV根絶強化月間」啓発 ③男女共同参画センター情報紙「多様性社会推進情報レター」に特集記事掲載 ④DV防止講座「DVについて知ろう・考えよう～DVのない社会を目指して～」(参加人数23人) ⑤公民館・図書館に向けてDV防止啓発チラシを配布 ⑥広報紙(11/6号)にて「DV根絶強化月間」記事掲載 ⑦市のSNSにて「DV根絶強化月間」について発信 ⑧DV関連講座「ハッピーになれるアンガーマネジメント講座～怒りの感情の伝え方～」(参加人数25人)</p>			
今後の課題等	子育て世代やシニア世代、DV加害者の気づきにつながる啓発を実施していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	人権擁護委員と協働した 人権教室及び人権講演会の実施			No.	3
	所管課	多様性社会推進課			
事業概要	人権擁護委員と協働し、小学生（市立小学校39校）を対象に人権教室を毎年39校、中学生（市立中学校16校）を対象に人権講演会を毎年3校行います。				
指標	実施校数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	不十分だった	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	42校	42校	42校	
実績	42校	0校	43校	44校	
取組状況	小学校は全39校で実施し、中学校は対象校に動画を送付する形での実施とした（5校）。				
今後の課題等	児童や生徒が在学中に人権教室や人権講演会を受講できるよう学校と連携しながら実施に努める。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向2 DV予防教育の推進

事業名	学校におけるデートDV、 ストーカーの予防啓発			No.	4
	所管課	多様性社会推進課			
事業概要	教育委員会や学校と連携し、学校の教職員や生徒を対象に、デートDVやストーカーの予防啓発に取り組みます。				
指標	啓発活動回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	1回	1回	1回	1回	
取組状況	平成25年度から市内の高校の生徒にデートDVのリーフレットを配布しており、令和3年度からは形を変えてポスター配布としている。 令和4年度は、市内の高校（16校）にポスターを配布した。				
今後の課題等	生徒だけでなく学校職員についても、デートDVについて正しく理解し適切な対応が取れるよう継続的に啓発していく。 高校生だけでなく、さらに若い年代への啓発を検討していく。				

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	関係部署に向けた情報発信		No.	5
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	市役所内の窓口でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう、職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
指標	市役所内の職員に向けた情報発信回数（啓発メール）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	2回	1回	1回	1回
取組状況	全職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配信した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。			
今後の課題等	DV被害者を適切に相談窓口に繋がられるよう、DV相談窓口について職員に周知していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	教育現場の職員に向けた情報発信		No.	6
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	教育現場でDV被害者を発見した場合、速やかに相談窓口を案内できるよう小中学校、幼稚園、保育園の職員に向けて「DVとは何か」、「被害者を発見したときの対応方法」などがわかるような啓発を実施します。			
指標	教育現場の職員に向けた情報発信回数（啓発紙）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	1回
取組状況	市立の教育現場職員を対象に「DV被害者支援のための情報レター」を配布した。記事内容は「DVとは何か（DV防止法によって守られる被害者とは）」、「業務中DV被害者に会ったら」、「DV加害者への対応」、「DV被害者の相談窓口紹介」等。配布先は以下のとおり。 【配布先】 ・市立小中特別支援学校 57校 ・市立保育園、幼稚園 28校			
今後の課題等	私立の教育現場職員への啓発を検討していく。			

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
取組の方向3 DV被害者の発見

事業名	通報への的確な対応				No.	7
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	市民や医療機関、警察等からの通報に対しては、DV被害者が加害者に知られることなく、安全に相談できるように通報者と連携するとともに、その状況が緊急または重篤である場合には、医療機関、警察等に出向き、相談を実施し、DV被害者の早期発見に努めます。					
報告	市民や医療機関からの通報に対する対応件数					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	6件	6件	6件	4件		
取組状況	DV防止法第6条に基づく通報を医療機関から4件受けた。 通報者にDV相談窓口について情報提供を行い、DV被害者を相談窓口に繋いでもらった。					
今後の課題等	通報は、DV被害者がケガをしている場合など、緊急的な安全確保が必要な状況が想定されるため、通報者に適切な案内ができるよう情報提供する内容を整理しておく。 また、いち早くDV被害者の面接相談を実施できるような相談体制をとっておく。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 支援体制強化のための 相談経過記録の作成				No.	8
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	状況に配慮した相談を実施するため、相談経過記録を作成します。記録を用いて、女性相談員やDV担当職員が相談者に関する情報や支援方法を共有し、支援体制を強化します。					
報告	相談経過記録の作成実人数					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	—	344人	515人	446人		
取組状況	令和4年度中に、個人を特定して相談を受け、新規に相談経過記録を作成した実人数は446ケースであった。 令和3年3月より、相談経過記録作成のためのシステム入替えがあり、以前のシステムより管理がしやすくなったと共に、関係課（こども家庭支援課、こども福祉課）と共通のシステム導入となったため、同一ケースに対する各課対応状況が把握しやすくなり、対応の連携、統一が図りやすくなっている。					
今後の課題等	充実したシステムだけに、情報管理にはより一層の注意が求められる。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	女性弁護士による無料法律相談の実施		No.	9
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	離婚や調停など法的支援についての助言が必要な場合には、女性弁護士が無料法律相談を実施します。			
報告	弁護士相談開設回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	やや不十分だった	やや不十分だった
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	48回	48回	47回	47回
取組状況	令和4年度は全48回を予定していたところ、スケジュールの都合で、1回分が中止扱いとなった。 【相談時間】毎週水曜日13時～17時（1日最大5名） （男女共同参画センター休館日を除く）			
今後の課題等	市の広報紙等で引き続き相談窓口を周知し利用者の増加を図るとともに、電話や来所の際の相談内容に応じて、専門家の助言を受ける機会を提供できるよう推進していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向4 相談業務の充実

事業名	[重点] 相談員ケース検討会議の実施		No.	10
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	支援が困難なケースや危険度の高いケース等の情報共有および支援方法の検討を行い、相談体制の強化を図ります。			
報告	会議実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	やや不十分だった	やや不十分だった	やや不十分だった
目標値	—	48回	48回	48回
実績報告値	34回	22回	35回	47回
取組状況	支援が必要な相談者やDV被害の危険性の高い相談者の状況を細やかに把握するため、平成29年12月より、ケース検討会議を月1回の実施から週1回を目安とした実施に変更し、相談に関わる職員で共有・検討を行っている。DV相談の担当が集合し、ケースの共有・検討頻繁に行ったことで、対応スキルの向上に繋がった。			
今後の課題等	週1回のケース会議を継続し、相談者に信頼される相談を実施していく。			

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	警察との連携				No.	11
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	加害者から追及される危険性が高いDV被害者及び同伴する子どもについて、警察と緊密に連携をとりながら安全確保を図ります。					
報告	警察と連携した件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	17件	9件	6件	6件		
取組状況	緊急避難や避難対応後に安全教示が必要な場合等に、警察と連携し、DV被害者及び同伴者の安全確保を行った。					
今後の課題等	警察はDV被害者の身に危険が及び場合に家庭に介入することができる機関であるため、警察と円滑に連携ができるよう、警察で受けられる支援について会議等で情報共有を図っていく。					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	緊急一時保護の実施				No.	12
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	安全確保の緊急対応が必要な場合は、一時保護施設等に依頼し、DV被害者及び同伴する子どもを一時保護します。					
報告	緊急一時保護を実施した件数					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	2件	9件	6件	10件		
取組状況	シェルター等避難は、主に自宅への帰宅ができない生命・身体に危険がある相談者で、頼れる親類等がない場合の緊急対応として実施している。シェルター等への一時保護件数10件のうち、シェルター入所件数が6件、無料低額宿泊所入所が3件、その他の対応が1件だった。					
今後の課題等	<ul style="list-style-type: none"> 相談者がシェルターに避難するには、入所依頼を含めて半日以上かかる状況にある。相談者の精神的な負担を減らすため、待機時間の軽減を図る。 相談者の避難後の生活に関する不安を軽減するため、市で実施することのできる支援について、いち早く情報提供できるよう関係部署と連携していく。 					

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向6 職務関係者の資質向上

事業名	DV相談担当職員のスキルアップのための研修への参加			No.	13
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	相談にきめ細やかに対応するため知識の習得、潜在している危険性を見抜く力、各種法的制度の理解など、DV相談担当職員が国や県等が主催する研修会に積極的に参加し、スキルアップを図ります。 ※国が実施する研修1回、千葉県が実施する研修2回の継続的な参加を目標としています。				
指標	研修会参加数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	3回以上	3回以上	3回以上	
実績	8回 (延べ18名参加)	7回 (延べ22名参加)	13回 (延べ35名参加)	15回 (延べ23名参加)	
取組状況	<p>相談に関わる職員各自が、内閣府や県主催の研修会などに参加して業務で活用できる知識の習得に励んだ。</p> <p>【令和4年度開催状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV・児童虐待相談新任研修（Ⅰ部） ・DV・児童虐待相談新任研修（Ⅱ部） ・DV・児童虐待相談新任研修（Ⅲ部） ・新任DV相談員研修 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議（課長級） ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議（相談担当者級） ・DV・児童虐待相談担当者研修（Ⅱ部） ・DV・児童虐待相談担当者研修（Ⅲ部） ・法テラス千葉地方協議会 ・DV被害者支援連絡会議 ・DV被害、生活困窮者のための自立支援研修 ・「解決志向アプローチ(SFA)入門」 ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議（担当者級） ・スーパービジョン研修 ・保護命令手続きに関する千葉地方裁判所との協議 				
今後の課題等	相談業務経験の浅い職員を中心に研修参加を促し、相談の質を向上させていく。				

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実
取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	[新規] DV相談担当職員の相談対応力の向上のための研修の実施			No.	14
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	相談における基本的態度や心得、困難事例への対応方法、DV相談担当職員のセルフケアなど、DV相談担当職員の状況に合わせた研修を実施します。				
指標	研修実施数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた	
目標値	—	1回	1回	1回	
実績	—	1回	1回	1回	
取組状況	令和4年度 スーパービジョン研修 DV相談担当職員のスキルアップを目的として、DVに関する知識と理解を深めるための研修会を開催。 相談における基本的態度や心得について、相談のロールプレイ等を学び相談者支援者それぞれの立場に立った研修を行い対応スキルの向上を図った。 (令和5年1月21日 相談員及び担当職員11名参加)				
今後の課題等	継続した受講が個のスキルアップになることから、今後もニーズに応じた研修を実施し、相談対応の底上げに繋げる。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	生活再建に必要なDV相談証明書の発行		No.	15
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のために必要なDV相談証明書を発行します。			
報告	DV相談証明書の発行件数（延べ件数）			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	163件	277件	314件	382件
取組状況	DV被害者の生活再建（自立支援）や安全確保に必要なDV相談証明書（住民基本台帳の閲覧制限に関する申出の意見書を含む）を発行した。			
今後の課題等	早急にDV相談証明書が必要となる相談者のため、証明書の発行にかかる時間を短縮していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	就労支援に関するセミナー等の実施		No.	16
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	就労支援に関するセミナー等を実施します。また、千葉県が実施する講座やハローワークを活用できるよう就労支援に関する情報提供もを行います。			
指標	セミナー等の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	2回	2回	2回	2回
取組状況	男女共同参画センターで仕事と家庭の両立を考え復職や求職を考えている女性を対象に「就労支援セミナー」を2回実施した。 ●第1回（仕事に役立つエクセル活用&便利技） 令和4年6月24日、7月8日、7月22日（全3回） ●第2回（ホームページ作成 基礎・応用） 令和5年2月3日、2月10日（全2回）			
今後の課題等	内外の講座情報をつぶさに収集し、相談者の状況に応じた講座情報を周知していく。			

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	施設等退所後に居住する自治体等への情報提供				No.	17			
					所管課	多様性社会推進課、こども家庭支援課、障がい者支援課、介護福祉課、生活支援課			
事業概要	一時保護施設退所後の継続的な自立支援の一つとして、DV被害者とその子どもの状況に応じて、居住する自治体等に情報提供を行います。								
報告	居住する自治体等への情報提供件数								
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)					
所管課 自己評価	—	—	—	—					
目標値	—	—	—	—					
実績報告値	6件	4件	2件	3件					
取組状況	一時保護施設等の退所後の生活再建には、様々な支援が必要になるため、相談者の希望に応じて新たに居住する自治体や施設等の関係機関へ情報提供を実施した。								
今後の課題等	情報提供の際は、情報の行き違い等がないよう関係部署と役割分担を明確にして対応する。								

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	保護命令申立て時における書類作成に関する助言・支援				No.	18			
					所管課	多様性社会推進課			
事業概要	保護命令の申立てや申立書の記載方法についての助言や支援を行います。								
報告	保護命令の申立て件数								
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)					
所管課 自己評価	—	—	—	—					
目標値	—	—	—	—					
実績報告値	2回	0回	0回	0回					
取組状況	安全対策上、保護命令が有効な手段と考えられる相談者については情報提供を行っている。また、保護命令申立書の作成等について援助している。令和4年度においては支援の実績がなかったが、裁判所への書面提出や警察への安全対策票の提出など保護命令申立てに関する後方支援を行った。								
今後の課題等	相談に関わる職員が保護命令についての理解を深め、手続きに関する説明や援助を行えるようにする。								

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	訪問面接の実施				No.	19
					所管課	多様性社会推進課、 こども家庭支援課、障 がい者支援課、介護福 祉課、生活支援課
事業概要	DV被害者の状況に応じて、女性相談員またはDV担当職員が訪問面接し、DV被害者の心情整理や自立に向けた支援を行います。					
報告	訪問面接の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	12件	12件	2件	22件		
取組状況	シェルターや施設に入所中のDV被害者に対して訪問面接を実施し、本人の意向に沿いながら福祉支援につなげた。DV被害者の心情を考慮し、シェルター入所後3日以内に訪問面接を実施するよう努めている。令和4年度はシェルター等への入所者が複数あったことから件数が増加したものの。					
今後の課題等	シェルター入所後、いち早く訪問面接を実施できるような相談体制をとっておく。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向7 被害者の生活再建支援

事業名	同行支援の実施				No.	20
					所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者及び同伴者に必要な病院の受診や母子生活支援施設の見学、施設入所のための面接など日常生活や生活再建に必要な同行支援を行います。					
報告	同行支援の実施件数（延べ件数）					
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標値	—	—	—	—		
実績報告値	3件	19件	2件	15件		
取組状況	シェルター入所中のDV被害者に対して、施設入所のための面接等や退所先の不動産契約、役所手続き等が必要な際に同行支援を実施し、本人の意向に沿いながら生活再建のための支援につなげた。					
今後の課題等	同行支援はDV加害者と遭う危険性があるため、安全に配慮しながら計画的に実施する。					

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携			No.	21
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者の子どもの心のケアおよび健やかな発達を支援するため、必要に応じて関係部署や児童相談所と連携を図ります。				
報告	子どもに関係する部署と連携した件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	95件	55件	73件	108件	
取組状況	DV被害者の同伴児の支援機関に対し、同伴児が必要な支援を受けられるよう情報共有を行っている。支援の際、DV加害者に居場所を知られないよう注意喚起している。				
今後の課題等	子どもの目の前でDVが起きる家庭状況は、面前DVとして子どもへの精神的な虐待に該当する。DVと児童虐待は密接に関係しているため、子どもの福祉についても念頭に置きながら相談対応していく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	学校関係部署との連携			No.	22
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	教育委員会と連携し、DV被害者の子どもの転校における支援を行います。また、学校に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。				
報告	学校関係部署と連携した件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	0件	11件	2件	18件	
取組状況	義務教育課程の子を同伴するDV被害者の避難等に際しては、教育委員会を通じて世帯の状況を共有し、学校等から避難情報が漏れることのないよう、また、避難先でスムーズに登校が叶うよう、連携した対応を取った。				
今後の課題等	DV被害者の避難に際し、転校を要する子どもについては、新しい居住地で安心して学校に通学できるよう、引き続き教育委員会等と連携して対応していく。				

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実
取組の方向8 子どもに関する支援

事業名	保育関係部署との連携			No.	23
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者が生活再建のために就労できるよう、必要に応じてDV相談証明書を発行し、同伴する子どもの保育園等の入園のための支援を行います。また、保育園等に加害者の追及がある場合には、対応についての助言を行います。				
報告	保育関係部署と連携した件数（延べ件数）				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	—	—	—	
目標値	—	—	—	—	
実績報告値	17件	22件	20件	17件	
取組状況	<p>避難後に同伴児の保育園入園手続きが必要になるDV被害者に対して、避難先自治体への情報提供、DV相談証明書の発行にて支援した。避難先自治体への情報提供はDV被害者本人の同意の上で行っている。</p> <p>【支援の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先自治体への情報提供 1件 ・DV相談証明書による支援 17件 				
今後の課題等	避難後の生活再建において、同伴児の保育園入園を希望するDV被害者のためDV相談証明書等にて引き続き支援していく。				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向9 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] 家庭等における暴力等 対策ネットワーク会議の実施			No.	24
				所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成されるネットワーク会議の代表者会議を適宜開催し、情報の共有化を図ることで組織間の連携を強化します。				
指標	会議の実施回数				
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた	
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上	
実績	2回	1回	1回	1回	
取組状況	要綱に基づき、ネットワーク会議を開催し、事例の対応、問題点、課題等について情報共有を図った。（関係機関、関係部署の職員が参加し、情報共有が図られた。）				
今後の課題等	被害者支援について関係機関、関係部署と共通認識を持ち、更に支援を充実させることができるよう、ネットワーク会議を通じて関係部署の連携を強化していく。				

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	DV被害者の保護及び支援に関する会議の実施		No.	25
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者支援のため、関係機関・関係部署との個別ケースの支援方針の確立、支援の経過報告及びその評価を行い、新たな情報を共有することを目的とした会議を適宜開催します。			
指標	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	概ね達成できた	概ね達成できた	概ね達成できた
目標値	—	1回以上	1回以上	1回以上
実績	2回	1回	1回	1回
取組状況	家庭内で起こる虐待防止に関係する庁内8課、庁外5機関が出席し、DV相談の対応状況報告や事例検討等を行った。			
今後の課題等	DV被害者が置かれている状況や関係機関が抱える問題等を実務担当者で共有し、支援において有益となる情報交換をする。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	個別ケース検討会議の実施		No.	26
			所管課	多様性社会推進課
事業概要	DV被害者支援のための情報の共有及び関係機関・関係部署との個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催します。			
報告	会議の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	1回	4回	1回	3回
取組状況	避難を希望するDV被害者の支援について、関係機関と協議し情報共有しながら対応にあたった。			
今後の課題等	DV被害者の生活再建等において、複数の関係機関の連携が必要なときに関係機関を集めて会議実施する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	支援団体との連携			
	No.	27		
		所管課	多様性社会推進課	
事業概要	DV被害者の支援のための活動をしている団体と連携し、DV防止の啓発活動やDV被害者支援のための事業を行います。			
指標	連携事業の実施回数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	十分達成できた	十分達成できた	十分達成できた
目標値	—	1回	1回	1回
実績	1回	1回	1回	6回
取組状況	男女共同参画センターを拠点にDV防止啓発活動に取り組む市民団体（ウィル市川）と協働事業を実施した。 【事業内容】 ・DV被害女性を救うための事業 6回（ゆったりと過ごせるフリースペース〈アートワークコーナー等有〉を提供し、悩みを抱える女性に相談窓口の案内などを行っている。）			
今後の課題等	DV被害を受けた女性が足を運びたいような企画を考え広く周知する。			

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制
取組の方向⑨ 関係機関・関係部署との連携

事業名	[重点] [新規] DVと児童虐待の関連に関する 認知度を高めるための協働・連携			
	No.	28		
		所管課	多様性社会推進課	
事業概要	イベントや講座など、児童虐待関係部署と協働・連携した取り組みを行います。DVに関する情報を掲載したチラシ等を配布し、DVと児童虐待は密接に関わりがあることを広く市民へ周知します。			
報告	児童虐待関係部署と協働・連携したイベントや講座件数			
年度 項目	現状 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (第4次DV防止 実施計画最終年度)
所管課 自己評価	—	—	—	—
目標値	—	—	—	—
実績報告値	—	1件	1件	1件
取組状況	市内大学の学生に対し、児童虐待関係部署と連携し、DVや児童虐待に関する講義を行った。DVと児童虐待は密接に関わりがあることの理解促進を図った。			
今後の課題等	DVと児童虐待が密接に関連しており、片方みの支援では本質の解決には繋がらないことについて、引き続き連携して啓発に取り組んでいく。			

パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る

都市間連携に関する協定の締結について

1. パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度

本市では令和4年2月1日よりパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を開始しました。

パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいう。

ファミリーシップとは

パートナーシップ関係にある者双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む社会生活関係をいう。

(「市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱」より)

2. 都市間連携協定の締結

市川市、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市の千葉県内6市による都市間連携のための協定を締結しました。

	パートナーシップ制度施行日	ファミリーシップ制度施行日
市川市	令和4年2月1日	令和4年2月1日
千葉市	平成31年1月29日	令和5年4月1日
船橋市	令和3年12月16日	令和5年4月1日
松戸市	令和2年11月1日	令和5年4月1日
習志野市	令和4年6月1日	令和4年6月1日
柏市	令和5年3月15日	令和5年3月15日

3. 都市間連携協定の効果

都市間連携協定を締結した6市間では、次の手順が不要となり、「手順の簡素化」が図れる。

- (1) 転出の際に、届出受理証明書等の証明書類の返還等の手順が不要となる。
- (2) 転入の際に提出する、戸籍全部事項証明書等の提出が省略できる。

4. 協定締結式

日時：令和5年7月11日（火）10：00～

場所：千葉市役所



(市川市長、柏市長、千葉市長、習志野市長、船橋市長、松戸市長)